



「食品の包み込み成形方法及びその装置」事件

知財高裁平成23年6月23日判決

(平成22年(ネ)第10089号特許権侵害差止等請求控訴事件)

弁護士 上野 潤一

第1 事案の概要

本件は、「食品の包み込み成形方法及びその装置」の発明に係る特許権の特許権者（控訴人／原告）が、被控訴人（被告）による製造、販売等の行為は、請求項1にかかる方法の発明の特許権を間接侵害（特許法101条4項）し、また、請求項2にかかる物の発明を侵害すると主張して、被控訴人に対し、①被告装置の製造販売等の差止め及び廃棄を求めるとともに、②損害賠償として3600万円の支払いを求めた。

原判決（東京地裁平成21年(ワ)第1201号 平成22年11月25日判決）は、被告装置は本件発明の技術的範囲に属しないとして原告の請求を棄却した。これに対して、原告は、これを不服として控訴を提起したという事案である。

なお、本件特許の有効性については、別途、無効審判の請求が成り立たないとの審決に対する審決取消訴訟（知的財産高等裁判所平成22年(行ケ)第10058号）で争われ、本件判決に先立つ平成23年1月11日に請求棄却（本件特許は有効）とする判決が言い渡され、確定している。

1 本件特許権

発明の名称：食品の包み込み成形方法及びその装置

登録番号：特許第4210779号

出願日：平成20年8月6日

分割の表示：特願2001-248204の分割

登録日：平成20年11月7日

特許請求の範囲（構成要件に分説）

【請求項1】

- 1 A 受け部材の上方に配設した複数のシャッター片からなるシャッターを開口させた状態で受け部材上にシート状の外皮材を供給し、
- 1 B シャッター片を閉じる方向に動作させてその開口面積を縮小して外皮材が所定位置に収まるように位置調整し、
- 1 C 押し込み部材とともに押え部材を下降させて押え部材を外皮材の縁部に押し付けて外皮材を受け部材上に保持し、

- 1 D 押し込み部材をさらに下降させることにより受け部材の開口部に進入させて外皮材の中央部分を開口部に押し込み外皮材を椀状に形成するとともに外皮材を支持部材で支持し、
- 1 E 押し込み部材を通して内材を供給して外皮材に内材を配置し、
- 1 F 外皮材を支持部材で支持した状態でシャッタを閉じ動作させることにより外皮材の周縁部を内材を包むように集めて封着し、
- 1 G 支持部材を下降させて成形品を搬送すること
- 1 H を特徴とする食品の包み込み成形方法。

【請求項 2】

- 2 A 中央部分に開口部が形成されるとともにシート状の外皮材が載置される受け部材と、
- 2 B 受け部材の上方に配設されるとともに複数のシャッタ片を備えたシャッタと、
- 2 C シャッタ片を閉じる方向に動作させてその開口面積を縮小して外皮材が所定位置に収まるように位置調整するとともにシャッタを閉じ動作させることにより外皮材の周縁部を内材を包むように集めて封着するシャッタ駆動手段と、
- 2 D 押し込み部材を下降させることにより受け部材の開口部に進入させて外皮材の中央部分を開口部に押し込み外皮材を椀状に形成するとともに押し込み部材を通して外皮材内に内材を供給する外皮材形成手段と、
- 2 E 外皮材形成手段に設けられるとともに押え部材を外皮材の縁部に押し付けて外皮材を受け部材上に保持する保持手段と、
- 2 F 受け部材の下方に配設されるとともに支持部材を上昇させて椀状形成された外皮材を支持し支持部材を下降させて成形品を搬送する支持手段と
- 2 G を備えていることを特徴とする食品の包み込み成形装置。

第 2 争点

- 1 本件特許権 1 の間接侵害の成否 (争点 1)
 - 被告装置 1 乃至 3 について、本件特許 1 の間接侵害の成否を検討したが、主な争点は以下のとおりである。
 - (1) 被告装置 1 について
 - ・被告方法 1 (被告装置 1 を用いた食品の包み込み成形方法) の構成要件 1 D の充足性
 - ・被告製品 1 の間接侵害の成否
 - (2) 被告装置 2 について
 - ・構成要件 1 C の充足性 (均等侵害の成否)
- 2 本件特許権 2 の侵害の成否 (争点 2)
- 3 進歩性の欠如の有無 (争点 3)
- 4 損害額 (争点 4)

第 3 裁判所の判断

1 判決内容

【原審】 (東京地裁民事第 4 7 部)

請求棄却

- ・被告装置 1 乃至 3 は、構成要件 1 C 乃至 1 E を充足しない。

【控訴審】（知財高裁第 4 部）

被告製品 1 乃至 3 の差止及び損害賠償 1 7 6 6 万円 9 2 1 8 円を認容

- ・被告装置 1 乃至 3 は、本件特許権 1 を間接侵害する。
- ・被告装置 1 乃至 3 は、本件特許権 2 の技術的範囲に属する。
- ・本件特許は無効審判により無効にされるべきものとは認められない。

2 被告方法の認定

(1) 被告方法 1 について

【原審】

被告装置 1 では、ノズル部材 4 が生地 F に深く進入することによって生地 F を椀状に形成するのではなく、ノズル部材 4 の下端部を生地 F の中央部分に形成された窪みに当接させる状態で、又は、せいぜい、ノズル部材 4 の下端部を生地 F に接触させ、生地 F をノズル部材 4 の下端部の形状に沿う形にわずかに窪ませる程度の状態で、これを停止させ、その後、ノズル部材 4 から内材を供給することにより、内材の吐出圧によって生地 F を椀状に膨らませる（椀状に形成する）構成となっていることが認められる。

被告方法 1 においてノズル部材 4 が生地 F に深く進入していると認めることはできない。

【控訴審】

被告方法 1 では、ノズル部材が生地に深く進入することによって生地を椀状に形成するのではなく、ノズル部材を下降させてその下端部を生地に接触させ、生地をノズル部材の下端部の形状に沿う形に窪ませる程度の状態で、これを停止させ、その後、ノズル部材から内材を供給し、支持コンベヤで生地の底部を支持しながら下降することにより、内材の吐出圧もあって、生地を膨張させる構成となっていることが認められる。

他方、控訴人は、被告装置 1 を入手し、その構成を確認してノズル部材の昇降位置を調整して内材を生地により包み込み封着する事実実験を、平成 23 年 2 月 23 日公証人に囑託して実施し、その結果を記載した事実実験公正証書（甲 26）を提出した。それによれば、被告装置 1 のノズル部材は、載置部材の開口部下面から口金の下面位置までの深さが 7 mm の位置まで下降でき、その深さまで進入させることができること、また、ノズル部材は支持枠体から簡単に取り外すことができ、長いものに交換することが可能な構造となっており、それにより深さを 15 mm とすることも可能であることが認められる。

そして、ノズル部材の先端を載置部材の下面より 1 mm しか下降させない場合、普通の硬さの生地であればほぼ正常に成形することができるものの、硬めの生地については、封着動作の際に内材が漏れ出してしまい、うまく成形することができないのに対し、ノズル部材を載置部材の下面より 10 mm のところまで下降させた場合は、普通の硬さの生地でも硬めの生地でもほぼ正常に成形することができ、様々な生地の種類及び内材の種類で成形を行う場合

は、下降位置を深くした方が確実に対応することができる（甲16, 17, 23）。

このことからすれば、被告方法1においても、ノズル部材の先端を下降させて生地に当接させれば、生地の中央部にノズルの先端形状に沿った窪みが形成され、種々の生地材料や内材の組合せに応じて、支持コンベヤの調節（下降速度）、ノズル部材と生地押え部材の昇降動作（生地を押圧する程度）、内材の吐出圧等を調節することにより成形し、内材を生地で封着できるものと推認できる。そして、被告方法1のノズル部材の下降位置を1mmではなく、7mmにするなど下降位置を深くすることにより、その実用的価値を高めることが可能である。

そうすると、被告方法1は、ノズル部材を下降させることにより、その下端を載置部材の開口部に、下面から深さ7ないし15mmの位置まで進入させることができ、これにより、生地の中央部を押し込み、生地にノズル部材の先端形状に沿った窪みを形成するとともに、生地を載置部材で支持するものということができる。

（2）被告方法2について

【控訴審】

被告方法2において、「シャッター片、載置部材…を上昇させ…生地押え部材を生地の縁部に押しつけて生地を載置部材上に保持」する構成がとられていることは、その限度において当事者間に争いがない。

3 被告方法1の構成要件1Dの充足性について

【原審】

「押し込み部材」の解釈

原告は、被告方法1においてとられている構成が被告の主張するとおりであるとしても、ノズル部材4は、単に生地Fに当接（接しているだけで圧力を加えない）しているのではなく、生地Fに対して圧力を加えて「押し込み」をしているものであり、ノズル部材4が生地Fを押し込むことによって、生地Fをノズル部材4の先端形状に沿う形（碗状）に形成しているものであるから、ノズル部材4は本件発明1における「押し込み部材」に相当するとも主張する。

しかしながら、「碗」とは、「汁・飯などを盛る木製の食器・多くは漆塗で蓋がある。」という意味を有するものである（乙30）から、前記（ア）のとおりノズル部材4の下端部が生地Fに接触することによって生地Fをノズル部材4の下端部の形状に沿う形にわずかに窪ませる程度のことをもって、「碗状に形成する」に当たると解することは、「碗」という語の通常の用法に沿うものとは認められない。

上記明細書の発明の詳細な説明中の記載からすると、本件発明1において、押し込み部材とともに押え部材を下降させて押え部材を外皮材の縁部に押し付けて外皮材を受け部材上に保持し、押し込み部材をさらに下降させることにより受け部材の開口部に進入させて外皮材の中央部分を開口部に押し込み外皮材を碗状に形成するとともに外皮材を支持部材で支持することの技術的意義は、このような方法をとることにより、外皮材が弾性に富む食材であったり、外皮材の形状、大きさがばらついていたり、外皮材に位置ずれがあった場合でも、外皮材が必要以上に下方へ伸びてしまうことを防ぎ、外皮材を確実に碗状形成することができるようにすることにあると認められる。同様

に、押し込み部材を通じて内材を供給することの技術的意義は、押し込み部材の上昇に伴い外皮材が収縮するのを防ぐとともに、外皮材の形状形成と内材の供給を短時間に効率よく行うことを可能とし、内材の吐出による外皮材の必要以上の伸びを防ぐことができるようにすることにあると認められる。

そうすると、本件発明1における「押し込み部材」とは、単に、同部材の下端部を外皮材の中央部分に形成された窪みに当接させる状態で停止し、又は、せいぜい、同部材の下端部を外皮材に接触させ、外皮材を同部材の下端部の形状に沿う形にわずかに窪ませる程度の状態で停止するものではなく、「外皮材が必要以上に下方へ伸びてしまうこと」及び「押し込み部材の上昇に伴い外皮材が収縮するのを防ぐ」必要がある程度に、深く外皮材に進入し、外皮材の縁部周辺を伸ばしながら外皮材を椀状に形成することを想定しているといえ、同部材によって、外皮材を成形品の高さと同程度の深さに「椀」形の形状に形成し、同部材によって形成された椀状の部分の中に内材が吐出されるものを意味すると解するのが相当である。

したがって、被告装置1におけるノズル部材4は、本件発明1の「押し込み部材」には当たらないというべきである。

よって、被告方法1は、本件発明1の構成要件を充足しない。

【控訴審】

i) 構成要件「椀状に形成する」の解釈

(ア) 構成要件1Dは、「押し込み部材をさらに下降させることにより受け部材の開口部に進入させて外皮材の中央部分を開口部に押し込み外皮材を椀状に形成するとともに外皮材を支持部材で支持し」である。これによれば、押し込み部材が下降し外皮材を開口部に押し込むことにより、外皮材を椀状に形成するものであるが、特許請求の範囲にはそれ以上、「椀状」の具体的態様を限定していない。

(イ) 本件明細書に「椀状」の定義はされていないものの、本件明細書には、外皮材を椀状に形成することの説明として、略U字型の窪みの形状が図面に示されている（図10(c)、図19、図22、図28、図35、図42、図51）。これらの形状は、一定の深さを有する「椀」という用語の通常用法に沿う形状である。

(ウ) 前記1のとおり、本件明細書には、本件発明が特許請求の範囲に記載された技術的事項を採用したことにより奏する作用効果が記載されており、その記載によると、本件発明1においては、押し込み部材を一定程度深く進入させるために「外皮材が必要以上に下方に伸びてしまう」おそれがあり（【0009】）、また「内材の吐出による外皮材の必要以上の伸び」があるおそれもあるため（【0010】）、それを防ぐために外皮材を支持部材で支持するものである。仮に、押し込み部材が窪みに当接させる程度にしか下降しないものであれば、内材の吐出による伸びのほか、外皮材が下方に必要以上に伸びることにはならないから、本件発明1においては、押し込み部材が一定程度の深さで進入することを予定しているものといえることができる。同様に、押し込み部材を一定程度深く進入させるからこそ、「押し込み部材の上昇に伴って外皮材が収縮する」おそれがあり、本件発明1においては、それを防ぐために押し込み部材を通して内材を供給するものである（【0010】）。このように、本件発明1の押し込み部材は、外皮材を支持部材で支持し内材を供給するため、開口部に一定程度の深さで進入するものと解される。

(エ) また、本件明細書の記載に照らすと、押し込み部材が受け部材の開口部に一定程度の深さで進入することにより外皮材を椀状に形成し、その後内材を配置するものであると解される。すなわち、本件発明1は、押し込み部材が、一定程度の深さで外皮材に進入し、外皮材を「椀状」に形成し、形成された椀状の部分の中に内材が配置されるものである。

このように、本件発明1の作用効果に照らすと、本件発明1における「押し込み部材」とは、その下端部を外皮材の中央部分に形成された窪みに当接させる状態で停止し、又は、せいぜい、その下端部を外皮材に接触させ、外皮材を下端部の形状に沿う形にわずかに窪ませる程度で停止するものではなく、受け部材の開口部に一定程度の深さで進入することにより外皮材を椀状に形成することを想定しているものというべきである。そして、外皮材が「弾性に富む食材」である場合に顕著な効果であるとしても、本件明細書には外皮材の種類と内材の種類に着目した記載は特段認められないから、本件発明1は、外皮材の種類や内材の種類にかかわらず、押し込み部材の下降によって外皮材が押し込み部材の先端形状に沿った「椀状」に形成させるようにするものである。

(オ) なお、特許技術用語としては、甲21には、「平たいお椀状の窪み」という用語が用いられ、第5図に示されるような窪みの形状を「平たいお椀状の窪み」と称している。また、同じく甲22には、防爆機構としての封口板を備えた密閉型電池に関する技術において、皿状の凹部について「椀状に絞り加工されてなる」と記載されている。このように、甲21の第5図に示されるような形状や、甲22の皿状の凹部の形状を、「椀状」と称することがあり、浅いか深いかを問わずに「椀状」との用語を用いていることが認められる。

(カ) 以上によれば、本件発明1において、押し込み部材によって外皮材を「椀状に形成する」ことの意義は、外皮材の性状にかかわらず、押し込み部材が一定程度の深さまで下降することによって、外皮材を押し込み部材の先端形状に沿った「椀状」の形状に形成させるようにし、内材の配置及び封着ができるようにしたことにあるというべきである。そして、「椀状」の程度については、特許請求の範囲に何らの限定もなく、特許技術用語としても、浅いか深いかを問わずに「椀状」という用語を用いている例があることに照らすと、原判決が認定するように「成形品の高さと同程度の深さ」というほど深いものである必要はなく、その後内材の配置及び封着ができるものであれば足り、浅いか深いかを問わないものということができる。

ii) 充足性

前記のとおり、本件発明1は、「押し込み部材をさらに下降させることにより受け部材の開口部に進入させて外皮材の中央部分を開口部に押し込み外皮材を椀状に形成する」ものであり、押し込み部材を受け部材の開口部に一定の深さまで進入することにより外皮材を椀状に形成しているものである。これに対し、被告方法1では、ノズル部材の下端部を生地に接触させ、生地をノズル部材の下端部の形状に沿う形に窪ませる程度に使用されるが、ノズル部材を下降させることにより、その下端を載置部材の開口部に、下面から深さ7ないし15mmの位置まで進入させることができ、これにより、生地の中央部を押し込み、生地にノズル部材の先端形状に沿った窪みを形成するとともに、生地を載置部材で支持するように使用することができる。そして、浅いか深いかを問わずに構成要件1Dの「椀状」ということができることに照らすと、被告方法1において、ノズル部材の下端を載置部材の開口部に、下面から深さ7ないし15mmの位置まで進入させることにより、生地の中央部に形成した窪みも、「椀状」ということができる。

また、被告方法1における「支持コンベヤ」は本件発明1の「支持部材」に相当し、それによって外皮材（生地）を支持していることは、同様である。

よって、被告方法1は、構成要件1Dを充足する。

4 間接侵害の成否

【控訴審】

特許法101条4号は、その物自体を利用して特許発明に係る方法を実施する物についてこれを生産、譲渡等する行為を特許権侵害とみなすものであるところ、同号が、特許権を侵害するものとみなす行為の範囲を、「その方法の使用にのみ用いる物」を生産、譲渡等する行為のみに限定したのは、そのような性質を有する物であれば、それが生産、譲渡等される場合には侵害行為を誘発する蓋然性が極めて高いことから、特許権の効力の不当な拡張とならない範囲でその効力の実効性を確保するという趣旨に基づくものである。このような観点から考えれば、その方法の使用に「のみ」用いる物とは、当該物に経済的、商業的又は実用的な他の用途がないことが必要であると解するのが相当である。

被告装置1は、前記のとおり本件発明1に係る方法を使用する物であるところ、ノズル部材が1mm以下に下降できない状態で納品したという被控訴人の前記主張は、被告装置1においても、本件発明1を実施しない場合があるとの趣旨に善解することができる。

しかしながら、同号の上記趣旨からすれば、特許発明に係る方法の使用に用いる物に、当該特許発明を実施しない使用方法自体が存する場合であっても、当該特許発明を実施しない機能のみを使用し続けながら、当該特許発明を実施する機能は全く使用しないという使用形態が、その物の経済的、商業的又は実用的な使用形態として認められない限り、その物を製造、販売等することによって侵害行為が誘発される蓋然性が極めて高いことに変わりはないというべきであるから、なお「その方法の使用にのみ用いる物」に当たると解するのが相当である。被告装置1において、ストッパーの位置を変更したり、ストッパーを取り外すことやノズル部材を交換することが不可能ではなく、かつノズル部材をより深く下降させた方が実用的であることは、前記のとおりである。そうすると、仮に被控訴人がノズル部材が1mm以下に下降できない状態で納品していたとしても、例えば、ノズル部材が窪みを形成することがないように下降しないようにストッパーを設け、そのストッパーの位置を変更したり、ストッパーを取り外すことやノズル部材を交換することが物理的にも不可能になっているなど、本件発明1を実施しない機能のみを使用し続けながら、本件発明1を実施する機能は全く使用しないという使用形態を、被告装置1の経済的、商業的又は実用的な使用形態として認めることはできない。したがって、被告装置1は、「その方法の使用にのみ用いる物」に当たるといわざるを得ない。

【参考判例：大阪地裁平成12年10月24月判決（製パン器事件）】

しかしながら、特許法101条2号の「その発明の実施にのみ使用する物」という要件は、前記のとおり、特許権の効力の不当な拡張とならない範囲でその効力の実効性を確保するという観点から、特許権侵害とする対象を、それが生産、譲渡される場合には当該特許発明の侵害行為（実施行為）を誘発する蓋然性が極めて高い物の生産、譲渡等に限定して拡張する趣旨に基づくものである。この趣旨からすれば、ある物が、当該特許発明を実施する機能と実施しない機能の複数の機能を切り替えて使用することが可能な構造になっており、当該発明を実施しない使用方法自

体が存する場合であっても、当該特許発明を実施しない機能のみを使用し続けながら、当該特許発明を実施する機能は全く使用しないという使用形態が、当該物件の経済的、商業的又は実用的な使用形態として認められない限り、当該物件を製造、販売等することによって侵害行為（実施行為）が誘発される蓋然性が極めて高いことには変わりはないというべきであるから、なお「その発明の実施にのみ使用する物」に当たると解するのが相当である。

しかるところ、これまで述べたとおり、権利2の対象被告物件の使用方法には、①山形パンを焼くものと、②生地づくりまでを行うものがあり、①にはタイマーを使用する方法と使用しない方法があり、使用者はいずれかの使用方法をその都度適宜選択して使用することができるものである。そして、証拠（甲18、21ないし24〔枝番のすべてを含む〕）によれば、被告は、権利2の対象被告物件において、タイマー機能及び焼成機能を重要な機能の一つと位置づけていると認められ、また、使用者たる一般消費者から見ても、製パン器という物の性質上、タイマー機能や焼成機能がある製パン器を、タイマー機能がない製パン器や焼成機能のない製パン器（生地作り専用の機器）と比較した場合、それらの機能の存在が需要者の商品選択上の重要な考慮要素となり、顧客吸引力の重要な源となっていることは容易に想像がつくことである。

そうすると、そのようなタイマー機能及び焼成機能が付加されている権利2の対象被告物件をわざわざ購入した使用者が、同物件を、タイマー機能を用いない使用や焼成機能を用いない使用方法にのみ用い続けることは、実用的な使用方法であるとはいえず、その使用者がタイマー機能を使用して山形パンを焼成する機能を利用することにより、発明2を実施する高度の蓋然性が存在するものと認められる。

したがって、権利2の対象被告物件に発明2との関係で経済的、商業的又は実用的な他の用途はないというべきであり、同物件は、権利2の実施にのみ使用する物であると認められる。

5 被告方法2の本件発明1の構成要件1Cの充足性（均等侵害の成否）について

【控訴審】

(1) 本件発明1と被告方法2との相違点

被告方法2は、本件発明1がノズル部材及び生地押え部材を下降させてシャッター片及び載置部材に接近させているのに対し、押し込み部材の下降はなく、シャッター片及び載置部材を上昇させることによってノズル部材及び生地押え部材に接近させている点において、異なるものである。

(2) 均等侵害の判断

i) 均等侵害の要件①について

前記1の本件明細書の記載からすると、本件発明1は、その後続く椀状に形成する工程や封着する工程との関連が強く、その後の椀状に形成する工程や封着する工程にとって重要な工程である外皮材の位置調整を、既に備わる封着用シャッターで行う点、そして、別途の手段を設けることなく簡素な構成でこのような重要な工程を達成している点に、その特徴があるといえることができる。

本件発明1においては、シャッター片及び載置部材と、ノズル部材及び生地押え部材とが相対的に接近することは重要であるが、いずれの側を昇降させるかは技術的に重要であるとはいえない。よって、本件発明1がノズル部材及び生地押え部材を下降させてシャッター片及び載置部材に接近させているのに対し、被告方法2がシャッター片及び載置部材を上昇させることによってノズル部

材及び生地押え部材に接近させているという相違部分は、本件発明 1 の本質的部分とはいえない。

ii) 均等侵害の要件②について

ノズル部材及び生地押え部材を下降させてシャッター片及び載置部材に接近させているのに代えて、押し込み部材の下降はなく、シャッター片及び載置部材を上昇させてノズル部材及び生地押え部材に接近させる被告方法 2 によっても、外皮材が所定位置に収まるように外皮材の位置調整を行うことができ、外皮材の形状のばらつきや位置ずれがあらかじめ修正され、より確実な成形処理を行うことが可能であり（【0008】【0013】）、より安定的に外皮材を載置し、確実に押え保持することができ（【0011】）、装置構成を極めて簡素化することができる（【0012】）といった本件発明 1 と同一の作用効果を奏することができる。

本件発明 1 の構成要件 1 C 及び 1 D は、押え部材が外皮材を受け部材上に保持することができ、押し込み部材が、受け部材の開口部に内材を供給するため一定の深さに進入することにより、達することができるとするものである。

そうすると、ノズル部材及び生地押え部材を下降させてシャッター片及び載置部材に接近させる構成を、シャッター片及び載置部材を上昇させることによってノズル部材及び生地押え部材に接近させる構成に置き換えたとしても、同一の目的を達することができ、同一の作用効果を奏するものということができる。

iii) 均等侵害の要件③について

本件発明 1 と被告方法 2 の上記構成の相違は、ノズル部材及び生地押え部材を載置部材上の生地に接近させるための動作に関して、単に、上方の部材を下降させるか、下方の部材を上昇させるかの違いにすぎない。したがって、被告方法 2 の上記構成に想到することは、当業者にとって容易である。

iv) 均等侵害の要件④⑤について

上記要件①ないし③が認められる場合においては、要件④⑤が認められない限り、均等侵害が成立するところ、被控訴人は、要件④⑤を満たさないことについて、何ら主張立証しない。

v) 小括

被告方法 2 は、本件発明 1 の構成要件 1 C の構成と均等なものである。

以上